

様式第1号

個人情報ファイル簿（単票）個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療関連情報ファイル
行政機関等の名称	三重県後期高齢者医療広域連合
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	事業課
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)に関する事務 ・ 一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)に関する事務 ・ 保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)に関する事務 ・ 後期高齢者医療給付(高齢者の医療の確保に関する法律第56条等)に関する事務 ・ 診療報酬明細書の点検(高齢者の医療の確保に関する法律第70条第3項及び第78条第7項等)に関する事務 ・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2)に関する事務を後期高齢者医療広域連合電算処理システムを用いて行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)や、その被保険者が属する世帯構成員の所得等の個人情報ファイルを管理する必要があるため。
記録項目	別紙のとおり
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者(※)：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・ 世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 <p>※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者</p>

<p>記録情報の収集方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から収集(住民基本台帳法第1条)し、当該情報を構成市町の窓口業務担当部署から専用線により当組織が収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条)。 ・ 支払基金から被用者保険の被扶養者であった対象者情報を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第70条、第139条)。 ・ 審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)から医療費管理を行うためのレセプト情報等を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第70条、第139条、第155条)。 ・ 地方公共団体情報システム機構から収集する(個人番号不明者の個人番号を収集・住民基本台帳法第30条の9)。 ・ 情報提供ネットワークシステムから収集する(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号及び同法別表第二項番80)。
<p>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>含む</p>
<p>記録情報の経常的提供先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市町(保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務を実施) ・ 審査支払機関(診療報酬の審査及び支払に関する事務処理、「請求支払システム」、「特定健診システム」、「国保データベース」での利用) ・ 金融機関(療養費等の口座振込みでの利用) ・ 都道府県(特定医療費等受給対象者の所得区分を連絡) ・ 三重県国民健康保険団体連合会(「療養の給付に要する費用ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払等の一部」及び「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」に関する委託先)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金(「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」及び「中間サーバーにおける本人確認事務」に関する委託先) ・ 厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事、市町村長、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国民健康保険組合、地方公務員共済組合、他の後期高齢者医療広域連合(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条8号及び同法別表第二に定める各情報照会者)
開示請求等を受理する組織の名称	三重県後期高齢者医療広域連合事業課
開示請求等を受理する組織の所在地	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目9番地 三重県自治会館地下1階
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)